



じょうりんちゃん

お問い合わせは 国保医療課 〒610-0195 城陽市寺田東ノ口16・17 ☎(56)4038 FAX(56)3999へ

令和元年度国民健康保険料のしくみ 国保が守るみんなの健康

国民健康保険(国保)は、職場の健康保険や共済組合などに加入していない人が病気やけがをしたときに安心して医療を受けられるための制度で、加入者の保険料と国・府・市の負担金などの公費(税金)によって医療費がまかなわれています。市では、平成31年4月1日現在で、11,407世帯、17,960人が国保に加入しています。今回は、国民健康保険制度の保険料のしくみについてお知らせします。

保険料の負担

国保に加入しているみなさんに納めていただく保険料は医療分・支援分・介護分に分かれています。「医療分」は加入者の医療にかかる分、「支援分」は後期高齢者医療を支える分です。また、「介護分」は40~64歳までの国保加入者に係る介護保険(第2号被保険者)の分です。それぞれの負担の考え方は、医療分の保険

料は京都府全体の医療費の見込みの内、城陽市の被保険者が負担する金額から、府・市の負担金などを差し引いた残りを加入者が負担し合うものです。また支援分は後期高齢者の医療にかかる医療費について、介護分は介護保険にかかる納付金について負担し合うものです。

6月17日付けで世帯主あてに通知します。

保険料の料率

保険料として納めていただくのは、医療分と支援分、介護分それぞれの所得割額・均等割額・平等割額を合計した額です。平成31年度(令和元年度)保険料の単価や率は、表(1)をご覧ください。

表(1)平成31年度(令和元年度)保険料の料率

区分	平成31年度	平成30年度	差引	
医療分	所得割率	8.09%	8.09%	0%
	均等割額	22,150円	22,150円	0円
	平等割額	25,210円	25,210円	0円
	賦課限度額	610,000円	580,000円	30,000円
支援分	所得割率	2.83%	2.87%	△0.04%
	均等割額	7,740円	7,820円	△80円
	平等割額	8,670円	8,900円	△230円
	賦課限度額	190,000円	190,000円	0円
介護分	所得割率	2.69%	2.69%	0%
	均等割額	7,760円	7,760円	0円
	平等割額	6,100円	6,100円	0円
	賦課限度額	160,000円	160,000円	0円

保険料の限度額

このように、保険料は世帯の所得や加入者の人数により異なるものですが、保険料が高い人も低い人も、受けられる医療などの内容はみなさん同じです。そのため、保険料には負担の限度額が設けられています。

保険料の計算方法

保険料は、加入者全員の前年の所得金額や加入者数をもとに計算します。「平成31年度国民健康保険料納入決定・更正通知書」が届きましたら、その内容について表(1)・表(2)・表(3)を参考に、ご自身で計算してみてください。

保険料の変更

年度の途中で世帯や加入者などに変更があったときは、保険料を月単位で計算し、届出の翌月以降に「国民健康保険料納入決定・更正通知書」(変更の通知)を送付します。保険料は、加入の届出をした日からではなく国保の資格を取得した月から、資格を失った月の前月までの計算となります。

保険料の軽減

所得が一定額より少ない世帯に対して、保険料の7割・5割・2割分を軽減する制度があります。保険料のうち均等割額と平等割額を軽減するもので、医療分・支援分・介護分それぞれに適用されます。すべて所得の申告書などにより行いますので、必ず確定申告など所得の申告をお願いします。

保険料の過年度新規分

前年度・前々年度にさかのぼって国保の資格を取得した場合や、前々年分などの所得が変更された場合には、その年度の保険料が「平成31年度過年度新規分」として賦課されることとなります。通知書は、過年度新規分と平成31年度分(令和元年度分)の2通または3通送付される場合があります。

表(2)保険料の軽減判定基準

軽減割合	世帯の所得
7割軽減	{33万円} 以下
5割軽減	{33万円+28万円×加入者数} 以下
2割軽減	{33万円+51万円×加入者数} 以下

表(3)保険料の計算方法

保険料=医療分+支援分+介護分

$$\begin{matrix} \text{医療分} \\ \text{支援分} \\ \text{介護分} \end{matrix} = \begin{matrix} \text{所得割額} \\ \text{加入者全員の} \\ \text{賦課総所得金額} \end{matrix} \times \text{所得割率} + \begin{matrix} \text{均等割額} \\ \text{加入者数} \times \text{均等割額} \end{matrix} + \text{平等割額}$$

※賦課総所得金額=総所得金額-基礎控除金額(330,000円)

※介護分は、40~64歳までの国保加入者にかかります

※それぞれの計算の後、100円未満は切り捨てます

(例)世帯主41歳、妻38歳、子14歳の場合(妻・子の所得はないものとします)

加入者の総所得金額	軽減割合	医療分	支援分	介護分	保険料(合計)
33万円	7割	27,400円	9,500円	4,100円	41,000円
117万円	5割	113,700円	39,700円	29,500円	182,900円
186万円	2割	197,000円	68,700円	52,200円	317,900円
300万円	-	307,600円	107,400円	85,600円	500,600円
600万円	-	550,300円	190,000円	160,000円	900,300円

国保料の納付は口座振替で

口座振替(自動払い込み)を新規申込・変更の場合は、『口座振替依頼書』を、新たに利用する市の取扱金融機関などの窓口へ提出してください(廃止の場合は、現在利用している金融機関などの窓口で手続きをお願いします)。

また、市役所窓口にて「Pay-easy(ペイジー)口座振替受付サービス」を実施しています。金融機関のキャッシュカードを使い、口座届出印なしで口座振替の申込が窓口でできるサービスです。手続きの際には、金融機関のキャッシュカードと、本人確認書類をご持参ください。

▶ペイジーが利用できる金融機関

京都銀行、南都銀行、京都信用金庫、京都中央信用金庫、ゆうちょ銀行

保険料の特別徴収

平成31年度(令和元年度)の保険料の特別徴収(年金からの天引き)が、平成31年4月支給分の年金から始まっています。

4月支給分、6月支給分の年金から特別徴収される人には「国民健康保険料特別徴収仮徴収額通知書」を送付しています。

特別徴収の対象は、○国保加入者全員が65歳以上の世帯 ○年金支給額が年額18万円以上の世帯 ○介護保険料と国民健康保険料の合計金額が基礎年金支給額の2分の1を超えない世帯 この3つの条件をすべて満たす世帯主(国保加入者)です。

特定健診が無料で受けられます

40歳以上75歳未満の国保加入者を対象に、10月31日まで特定健康診査(特定健診)を実施しています。対象者には個別に通知しています。

国保の加入者は受診費用が無料です。日ごろの健康管理のために、ぜひこの機会に受診してください。 ※被保険者証を持参のうえ受診してください ※市の実施する人間ドックの受診補助を利用する場合、特定健診は受けられません

健診を受けよう!



じょうりんちゃん

心筋梗塞や脳血管疾患(脳梗塞など)の生活習慣病は「ある日突然」に起こるように見えます。でも実は...生活習慣病を起こす血管の変化は10年から15年かけてじわじわと進んでいます。予防するには毎年の健診を受けるのが大切です。

保険料の特別徴収からの変更

特別徴収により保険料を納めていた方が、金融機関への届出後、国保医療課への届出により、保険料の支払方法を口座振替に変更することができま

保険料を滞納すると

保険料を滞納すると、有効期限が通常より短い「短期被保険者証」の交付になります。保険料の未納によりこの証の有効期限が切れていても国保の資格はありませんので、医療機関にかかるときは必ず事前に、国保医療課に相談してください。

保険料の減免

保険料の納付が困難で次のような状況の方は、保険料を減免できる場合があります。ただし、所得割額が賦課されている人(給付制限を受けている人は除く)が対象です。必ず納期限内(当初賦課分は7月1日まで)に、国保医療課にご相談ください。

70~74歳の人の医療

70~74歳の人の窓口負担は、2割(現役並み所得者は3割)です。 ※現役並み所得者とは、原則、住民税課税所得が145万円以上の70~74歳の人、またはその人と同一の世帯に属する70~74歳の人です

高齢受給者証を忘れずに!

70歳の誕生日の翌月(1日が誕生日の人はその月)から使える高齢受給者証を交付しています。医療機関にかかるときの提示をお願いします。

各種がん検診 受診費用助成券

各種がん検診を10月31日まで(子宮頸がん検診・乳がん検診は12月28日まで)実施しています。受診時点で国保に加入している場合、窓口で負担した受診費用は、国保から還付します。ただし、子宮頸がん検診の対象者は20歳以上の西暦偶数年生まれの女性、乳がん検診の対象者は40歳以上の西暦偶数年生まれの女性です。還付手続きに必要な「受診費用助成申請書」(ハガキ)が届いていない場合は国保医療課までご連絡ください(子宮頸がん検診・乳がん検診の無料クーポン券が届いている人は、無料クーポン券で受診してください)。

ジェネリック医薬品を使いましょう

ジェネリック医薬品(後発医薬品)は、効き目や安全性が実証されている薬(先発医薬品)と主成分が同一であることが審査され、国から製造・販売が承認された安価な薬です。ジェネリック医薬品に切り替えることで、窓口負担が軽減できます。市では国保加入者でジェネリック医薬品に切り替えた場合、薬の負担額を低減できる可能性のある人に差額通知を送付しています。

訪問健康相談を実施します

特定健診や人間ドックの受診結果から支援などが必要な人に対して6月から国保医療課の看護師による訪問健康相談を行います。国保医療課(☎56)4038)から電話で訪問の連絡をしますので、ご協力よろしくお願います。



人間ドック・脳ドック受診補助の申込結果について

4月10日~19日に募集した今年度の人間ドック・脳ドック受診補助の申込結果は下表のとおりです。定員を超える多数の申し込みがありましたので、国民健康保険運営協議会委員による抽選で決定しました(申込者全員に結果通知を送付しています)。

抽選の際の優先順位は次のとおりです。 ① 平成30年度落選した人 ② 平成30年度申し込みをしていない人 ③ 平成30年度当選したが、キャンセルした人 ④ 平成30年度当選し、受診した人 ※今年度75歳になる人は、高齢者(75歳以上)の人間ドック・脳ドックにおける申し込みは初めてとなりますので、②に該当します。なお、人間ドックのみのコース、人間ドック・脳ドックの併用コースを受診される人は、特定健診および75歳以上の人を対象とした健康診査を受けることができませんのでご注意ください。

平成31年度(令和元年度)人間ドック・脳ドック申込結果

Table with 5 columns: 健診種別, 国保加入者のドック(申込者数, 定員), 高齢者(75歳以上)のドック(申込者数, 定員). Rows include 人間ドック, 脳ドック, 併用コース, and 合計.

国民健康保険の届出は必ず14日以内に行ってください

Warning box with yellow and black border. Title: 還付金詐欺にご注意ください! Content: 市や日本年金機構などの職員を名乗り、「医療費の還付金がまだ返金されていない」などと言葉巧みに誘い出し、ATMから振り込みをさせる被害が発生しています。市では保険料や医療費などの還付の通知は全て文書で行い、申請いただいた振込先に振り込みますので、電話で返金をお知らせすることはありません。また、ATMから返金することは絶対にありません。不審な電話がかかってきたら、次の点を心がけてください。 ①あわてない、動揺しない ②必ず本人や関係行政機関に連絡する ③振り込む前に家族に相談する ④ATMに行くように言われたら詐欺かと疑う ※不審な電話がかかってきたら、関係機関にお問い合わせください 問消費生活センター☎(56)4052 城陽警察署☎(53)0110